

<区側参考資料>

第 142 回国会 衆議院 地方行政委員会 平成 10 年 4 月 7 日

○石井（紘）委員

そうした一体性、統一性というような側面と、今度は逆に、特別区の財政自主権というようなことからいいますと、この調整三税というものの法定化というのは、これは私は硬直性をもたらしていきはしないかなという懸念をするわけでありまして。事務事業の将来の移管、あるいは特別区の財政需要の変化等に応じた財源確保、財源保障というものが確保されていかなければならないと考えるわけですが、この法案との関連でどのようにお考えでしょうか。

○二橋政府委員（自治省財政局長）

今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけですが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしておきまして、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけですが、

そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういうように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけですが、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それにに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。